

奨学金返済支援手当支給規程

(目的)

第1条 株式会社シャンプーボーイ（以下、「会社」という。）は、返済すべき奨学金がある従業員に対し、この規程の定めるところにより、奨学金返済支援手当を支給する。

(支給対象者)

第2条 この規程の支給対象者は、新規学校卒業者のうち学校卒業後最初に到来する春季定期採用により正社員として入社し、引き続き正社員として雇用されている者とする。

(支給の条件)

第3条 会社が奨学金返済支援手当を支給するのは、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 国内の高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校の卒業者であって、在学中に奨学金の貸与を受けており、当該奨学金を返済する必要がある者（海外留学に関する奨学金は対象外とする）
- (2) 奨学金を返済するために資金を必要とする者
- (3) 返済すべき奨学金の返済総額が360,000円以上の者

(支給申請手続)

第4条 この規程による奨学金返済手当の支給を受けようとする者は、会社が定める所定の様式に奨学金の貸与をうけた事実および奨学金の返済金額が明記された書類を添付して、当該様式とともに会社に提出しなければならない。

- ② 前項の様式が提出されたときは、会社は当該様式を提出した者に対し速やかに支給の可否及び支給開始日を決定し通知する。

(支給額および支給期限)

第5条 会社は、前条の規定により当該手当の支給の決定通知を受けた従業員（以下、「対象社員」という。）に対し、奨学金返済支援手当として月額10,000円を支給確定月から3年間を限度に支給する。

- ② 前項の規定にかかわらず、会社は、対象社員の返済すべき奨学金がなくなったときは、以降の奨学金返済支援手当の支給は行わない。

(支給の休止)

第6条 対象社員が欠勤または休業することにより、賃金支払い期間における賃金支給がなくなった場合には、当該賃金支払い期間における奨学金返済支援手当の支給は休止する。

(支給の停止)

第7条 対象社員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金返済支援手当の支給を停止する。

- (1) 虚偽その他不正な方法により、奨学金返済支援手当の支給を受けたことが明らかになったとき。
 - (2) 奨学金の返済をしていないことが明らかになったとき。
- ② 前項に基づき奨学金返済支援手当の支給を停止することとなった場合は、会社は速やかに対象社員に通知し、通知日までに支給された奨学金返済支援手当の全部又は一部を返還させる。

(対象社員の義務)

第8条 対象社員は、奨学金返済支援手当の支給を受けるにあたり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 奨学金の返済を滞りなく行うこと。
- (2) 奨学金返済支援手当の支給開始日以降において奨学金を返済していることを証明する書類を会社の指定に従い定期的に、又は会社の求めに応じて会社に提出すること。

付 費用

1. この規則は、2019年 3月 26日から実施する。